



# 草津市公報

発行日 令和2年12月1日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 21 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## ◇◇◇目 次◇◇◇

### ◎ 告 示

公示送達について(介護保険課) ..... 1

介護保険法第78条の5第2項の規定に基づく事業廃止の届出について(介護保険課) ..... 2

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱に  
 基づく事業廃止の届出について(介護保険課) ..... 2

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱(子育て相談センター) ..... 2

公示送達について(税務課) ..... 3

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関開設者の氏名変更について  
 (生活支援課) ..... 4

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の開設者氏名変更について(生活支援課) ..... 4

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱(障害福祉課) ..... 5

### ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 7

### ◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) ..... 8

### ◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について ..... 8

## 告 示

草津市告示第331号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年11月2日

草津市長 橋 川 渉

## 1 送達すべき書類

令和2年度 介護保険料額変更決定通知書

令和2年度 第4期介護保険料督促状

介護保険料還付通知書

## 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和2年11月9日に送達があったものとみなす。

## 令和2年度介護保険料額変更決定通知書公示送達名簿

No.	氏名	住所
1	佐山 義友	草津市木川町918番地 寺前団地 56号棟左
2	ZHU CHAOHONG 朱 朝紅	草津市草津四丁目1番6号
3	美濃部 澄子	草津市上笠二丁目5番27-3号

## 令和2年度第4期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	松本 慶得	草津市南笠東一丁目13番24号
4	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
5	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイソ中川 103号
8	横 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
9	中水 龍蔵	草津市東草津一丁目6番25号
10	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
11	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
12	山口 ふちえ	草津市南笠東二丁目9番4号
13	田中 安広	草津市野路町683番地パチンコビクトリア内
14	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
15	丸山 納	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
16	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
17	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号

## 介護保険料還付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	ZHU CHAOHONG 朱 朝紅	草津市草津四丁目1番6号

(令和2年11月2日掲示済み)

草津市告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第78条の11第2号の規定に基づき告示する。

令和2年11月4日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
デイサービス きらく	滋賀県草津市追分 三丁目2番3号	株式会社喜楽 滋賀県草津市野路 東三丁目7番14号	代表取締役 中西 康平 滋賀県草津市野路東三 丁目7番14号	地域密着 型通所介 護	令和2年 11月30日	2570600904

(令和2年11月4日揭示済み)

草津市告示第333号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年11月4日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
やすらぎス テーション	滋賀県草津市追分 六丁目16番5号	株式会社やすらぎ 滋賀県草津市追分 六丁目16番5号	代表取締役 河元 由美 滋賀県草津市青地 町421番地1	介護予防型訪 問サービス 生活支援型訪 問サービス	令和2年 11月30日	2570600300

(令和2年11月4日揭示済み)

草津市告示第334号

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年11月9日

草津市長 橋川 渉

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱（令和2年草津市告示第296号）の一部を次のように改正する。

第1条中「迎えること」を「迎え、または養育する

こと」に改める。

第3条第2項中「認める場合」の右に「または給付対象者と同一世帯内に申請および受給権者がいない場合であって市長が認める場合」を加える。

第7条第1号中「基準日時点での」を削る。

付 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行し、改正後の草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱の規定は、令和2年4月28日以降に出生した給付対象者に適用する。

(令和2年11月9日揭示済み)

草津市告示第335号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年11月9日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類  
国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和2年11月16日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	黒木 ジョアン カブロン	滋賀県草津市穴橋町23番地60-203 サンシャイン穴橋	2	2
2	太田 祐介	滋賀県草津市東草津一丁目6番21-103号 八千代	31	31
3	太田 祐介	滋賀県草津市東草津一丁目6番21-103号 八千代	2	2
4	森川 幸造	滋賀県草津市西草津一丁目5番38号 西草津団地	2	2
5	河部 梨恵	滋賀県草津市平井四丁目3番32号	2	2
6	小池 和真	滋賀県草津市寺地町581番地1-1807 コンフォートテラオ	2	2
7	MAZIBUKO MANQOBA GODSEND	兵庫県神戸市中央区臨新海岸通1丁目5番2号JICA関西801	2	2

(令和2年11月9日揭示済み)

草津市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから開設者氏名変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年11月10日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	開設者氏名		名称
		旧	新	
2500600040	令和2年4月1日	社会福祉法人あさひ保育園	社会福祉法人あさひ	草津市玉川地域包括支援センター
2570600060	令和2年4月1日	社会福祉法人あさひ保育園	社会福祉法人あさひ	草津市南笠通所介護事業所あさひ／草津市南笠居宅介護支援センターあさひ／草津市南笠介護予防通所介護事業所あさひ

(令和2年11月10日揭示済み)

草津市告示第337号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから開設者氏名変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年11月10日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	開設者氏名		名称
		旧	新	
2500600040	令和2年4月1日	社会福祉法人あさひ保育園	社会福祉法人あさひ	草津市玉川地域包括支援センター
2570600060	令和2年4月1日	社会福祉法人あさひ保育園	社会福祉法人あさひ	草津市南笠通所介護事業所あさひ／草津市南笠居宅介護支援センターあさひ／草津市南笠介護予防通所介護事業所あさひ

(令和2年11月10日揭示済み)

## 草津市告示第338号

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年11月13日

草津市長 橋川 渉

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者の生活施設の整備を促進し、障害者の福祉の増進を図るため、社会福祉法人等が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する共同生活援助を行う施設(以下「グループホーム」という。)の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内にグループホームを整備しようとする社会福祉法人等(グループホームの整備事業の完了と同時に社会福祉法人等となる見込みがあるものを含む。)とする。

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、国、県または民間団体の補助金(以下「各種補助金」という。)の補助対象となるグループホームの整備事業で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) グループホームの新設(施設内の短期入所整備を含む。)
- (2) 収容定員の増員を図るためのグループホームの増設(施設内の短期入所整備を含む。)
- (3) 老朽化に伴うグループホームの改築(施設内の短期入所整備を含む。)
- (4) 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める対象事業であってグループホームを対象として行われるもの(施設内の短期入所整備を含む。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に認めるも

の

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1号から第3号に該当する場合は、グループホームの整備に要する費用のうち各種補助金の制度に定める補助基本額(補助基準額が適用される場合は、当該補助基準額から各種補助金の制度に定める補助率で除した額)に4分の1を乗じて得た額とする。

2 前条第4号および第5号に該当する場合は、グループホームの整備に要する費用のうち各種補助金の制度に定める補助基本額(補助基準額が適用される場合は、当該補助基準額)に4分の1を乗じて得た額とする。

3 補助金の額の算定にあたり、補助対象事業に係る寄附金その他の収入がある場合であって、各種補助金の交付額の算定において当該寄附金その他の収入が控除されていないときは、前各項の規定により算定した補助金の額から寄附金その他の収入の額を控除するものとする。

4 前3項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を規則第16条第2項に規定する概算払により交付することができるものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 設計図書(着工前の写真を添付すること。)
- (3) 補助対象事業の費用の見積書
- (4) 各種補助金の交付の決定があったことが分かる資料(各種補助金の内示通知含む。)
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業の変更等の手続)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容のうち次に掲げるものを変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 建物の規模または構造(施設の機能を著しく変更するものに限る。)
- (2) 建物の用途
- (3) 利用定員

2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、または廃



止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、または事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由および補助対象事業の進行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、規則第5条の規定により、補助金の交付決定を行うに当たっては次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物については、市長の承認を受けなくてこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、または担保に供してはならない。
(2) 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。
(3) 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を補助対象事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(補助事業等実績報告書の添付書類)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業完了届出書(別記様式第2号)
(2) 補助対象事業を精算するための設計図書(竣工写真を添付すること。)
(3) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して1月以内または補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、その都度市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月13日から施行する。(この要綱の失効)
2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定については、なお、従

前の例による。

別記

様式第1号(第6条第1号関係)

事業計画書

1 グループホームの概要

(1) 対象施設の名前および所在地

(2) 施設の種類 共同生活居宅

(3) 事業の目的および効果(おおむね150字以内で簡潔に記載のこと。)

(4) 設置主体

設置主体

(5) 判断定員

Table with 3 columns: 現在定員, 増補定員, 合計. Values: 人, 人, 人.

2 グループホーム整備費に係る事業計画

(1) グループホームの規模および構造

整備事業(解体撤去工事/仮設施設工事を除く。)

(2) 敷地面積

(3) 敷地の所有関係

※ 既存建物の所有関係

(4) 施設整備の区分

(a) 建物面積

(b) 新設建物の構造・面積

(c) 既存建物の構造・面積

(d) 改修または増築部分の構造・面積

Table for construction details with columns for building area, extension area, and floor count.

(注)1 各条ごとに名称および面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置列、各階平面図等を添付すること。なお、増改築、改修の場合には既存建物との関係を明示すること。

(2) 整備費の算

Table for calculation of construction costs with columns for item name, unit, and total amount.

(3) 補助金の額の算定

Table for calculation of subsidy amount with columns for item name, unit, and total amount.

(4) 拠出内訳

Table for breakdown of funding sources with columns for item name, unit, and total amount.

(5) 施行計画

Table for implementation plan with columns for item name, unit, and date.

(6) その他参考事項

# 公 告

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年11月10日

草津市長 橋 川 渉

様式第2号(第9条第1項(第1号関係))

事業完了届出書

### 1 グループホームの概要

(1) 対象施設の名称および所在地

(2) 施設の種類 共同生活援助

(3) 設置主体  
経営主体

(4) 利用定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

### 2 グループホーム整備費に係る事業実施内容

(1) グループホームの規模および構造

整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く)

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係

※ 既存建築物の所有関係

(ウ) 施設整備の内容

(ニ) 建築物積

① 新設建築物の構造・面積	建築面積	㎡	延面積	㎡
	構造		階数	階建て
② 既存建築物の構造・面積	建築面積	㎡	延面積	㎡
	構造		階数	階建て
③ 改修または増築部分の構造・面積	建築面積	㎡	延面積	㎡
	構造		階数	階建て

- (注) 1 各卒ごとに卒者および面積を明らかにした表を添付すること。  
2 配置図、各階平面図等を添付すること。なお、増築、改修の場合は既存建築物との関係を示すこと。

### (2) 整備費内訳

種 別		区 分	合 計
事業費	①(ア+イ+ウ)		円
うち補助対象経費	A (C-E+G)		円
うち補助対象経費	B (=D+F+H)		円
ア 本外工事費			円
うち補助対象工事費	C		円
うち補助対象外工事費	D		円
イ 工事非対象費			円
うち補助対象工事費	E		円
うち補助対象外工事費	F		円
ウ ア・イを除くその他経費			円
うち補助対象経費	G		円
うち補助対象外経費	H		円

### (3) 補助金の額の算定等

種 別		区 分	合 計
各種補助金の額の算定	補助対象経費の額	I (=A)	円
	補助基本額(算定率×I)	J	円
	各種補助金の補助率	K	
	各種補助金の額	L (=J×K)	円
補助金の額の算定	補助対象経費の額	M (=I)	円
	補助率	N (=1/4)	
	山の補助対象経費に補助金を乗じた額	O (=M×N)	円
	控除すべき国庫金その他の収入等	P	円
補助金の額	Q (千円未満切捨て)	円	

※各種補助金の額の算定については、採択された各種補助金の内容に応じて適宜変更すること。

### (4) 財源内訳

財 源 区 分		合 計
Ⅰ 各種補助金の額	(=I)	円
Ⅱ 補助金の額	(=Q)	円
Ⅲ 控除すべき国庫金その他の収入	(=P)	円
Ⅳ 補助事業費用支出金		円
自己資金	( )	円
交付金	( )	円
借入金	( )	円
合 計 (=Ⅰ)		円

### (5) 実行計画

ア 運営・議員の別	直営	高負
イ 契約予定年月日	年 月 日	
ウ 着工予定日	年 月 日	
エ 竣工予定日	年 月 日	

### (6) その他参考事項

(令和2年11月13日掲示済み)



開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市上笠四丁目2番25号 オウミ住宅株式会社 代表取締役 奥本 秀樹	草津市野路四丁目字玉水1116 番1 外9筆	1,918.22㎡	令和2.11.10	1505

(令和2年11月10日揭示済み)

### 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第21号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月2日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和2年11月16日(月) 午前10時30分
- 2 場 所 教育委員会室

(令和2年11月2日揭示済み)

通知について(報告)

- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて

(令和2年11月2日揭示済み)

### 農業委員会告示

草津市農業委員会告示第10号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年11月2日

草津市農業委員会  
会長 山本 英裕

- 1 期 日 令和2年11月10日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
  - 1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
  - 2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約

